

商法（テキスト）

左：誤、右：正

【18頁】3・1段落・1行目

株主総会は、株主のなかには…	株式会社は、株主のなかには…
----------------	----------------

【24頁】第2節・冒頭4段落・1行目

以下では、第2章では、定款・契約による譲渡制限のみを取り上げ、	第2節では定款・契約による譲渡制限のみを取り上げ、
---------------------------------	---------------------------

【38頁】脚注1)

同条項違反の瑕疵については、株主総会の決議方法の法令違反（ <u>同項1号</u> ）とみる見解と自己の株式の取得に関する手続違反の一つとみる見解とがあり得る（平成23年司法試験・採点実感）。	同条項違反の瑕疵については、株主総会の決議方法の法令違反（ <u>831条1項1号</u> ）とみる見解と自己の株式の取得に関する手続違反の一つとみる見解とがあり得る（平成23年司法試験・採点実感）。
--	--

【40頁】脚注5)

自己株式の時価が高騰することで取得価額・処分価額の双方を上回ったという事情がない事案では、最高裁平成19年判決の判例法理を用いるべきではない。 <u>仮にこの判例法理を使った場合、Bが25億円の支払・返還義務を負う一方で、甲社は時価総額20億円を下回る16億円の返還義務を負うにとどまるということになり、自己株式取得の当事者間の公平を欠くからである。</u>	自己株式の時価が高騰することで取得価額・処分価額の双方を上回ったという事情がない事案では、最高裁平成19年判決の判例法理を用いるべきではない。 <u>仮にこの判例法理を使った場合、甲社がAから時価総額15億円の自己株式を15億円で取得した後で、同自己株式を10億円で処分したという事案において、Aが15億円の支払・返還義務を負う一方で、甲社は時価総額15億円を下回る10億円の返還義務を負うにとどまるということになり、自己株式取得の当事者間の公平を欠くからである。</u>
---	--

【47頁】2（3）二つ目の矢印

→ <u>非開大会社</u> である <u>非大会社</u> では、会計監査人を置かなければならない（328条2項）。	→ <u>非公開会社</u> である <u>大会社</u> では、会計監査人を置かなければならない（328条2項）。
---	--

【53頁】3・2段落・2行目

そこで、会社法は、株主総会の招集権者でない株主にも <u>議案</u> や議案を提案する機会	そこで、会社法は、株主総会の招集権者でない株主にも <u>議題</u> や議案を提案する機会
--	--

を与えるために、株主提案権（303条～305条）を定めている。	を与えるために、株主提案権（303条～305条）を定めている。
---------------------------------	---------------------------------

【56頁】[論点1] 問題提起1行目

定款により累積投票制度を排除していない場合において、取締役選任を <u>議案</u> とする株主総会の招集通知に、選任される取締役の数を記載する必要があるか。	定款により累積投票制度を排除していない場合において、取締役選任を <u>議題</u> とする株主総会の招集通知に、選任される取締役の数を記載する必要があるか。
---	---

【65頁】脚注19) 1行目

特別利害関係株主の表現には、ほかにも、①株主としての資格を何らかの意味で離れた <u>個人的利害関係</u> （弥永145頁）、	特別利害関係株主の表現には、ほかにも、①株主としての資格を何らかの意味で離れた <u>個人的利害関係を有する株主</u> （弥永145頁）、
--	--

【84頁】(3) 1段落・2行目

ただし、 <u>この制限は</u> 、善意の第三者に対抗することができない（同条5項）。	ただし、 <u>この権限に対する内部的制限は</u> 、善意の第三者に対抗することができない（同条5項）。
--	---

【104頁】[判例2] 事案・2段落・1行目

<u>しかし、本件では</u> 、取締役を退任したYに対し、株主総会決議と代表取締役Aの決裁のいずれも経ずに退職慰労金が支給された。	<u>本件では</u> 、取締役を退任したYに対し、株主総会決議と代表取締役Aの決裁のいずれも経ずに退職慰労金が支給された。
--	--

【112～113頁】[論点8]（論証2）1段落目

<u>代表取締役は、業務執行者（363条1項1号）及び代表者（349条4項）たる地位に基づく「任務」として、他の取締役の職務執行について監視義務を負う。</u>	<u>代表取締役は業務執行者（363条1項1号）及び代表者（349条4項）たる地位に基づき、取締役会設置会社における代表権のない取締役は監督機関たる取締役会（362条2項2号）の構成員たる地位に基づき、「その任務」として他の取締役の職務執行について監視義務を負う。</u>
--	--

【138頁】[例5]

乙社固有の丙社株式の保有率を100%から60%に変更する。

【146頁】(iii) 項目名

(iii) 無過失責任	(iii) 過失の要否
-------------	-------------

【147頁】右余白のメモ書き

但し、株式取引安全のため、当該株式の譲受人は、悪意・ <u>無重過失</u> でない限り、株主権を行使できるとされている（209条3項）。	但し、株式取引安全のため、当該株式の譲受人は、悪意・ <u>重過失</u> でない限り、株主権を行使できるとされている（209条3項）。
---	--

【194頁】[論点4] 2段落・1行目

そして、譲受会社の地位安定の観点から、譲受会社は、善意・悪意を問わず、特段の事情のない限り事業譲渡の無効を主張できると解する。	そして、譲受会社の地位安定の観点から、譲受会社も、善意・悪意を問わず、特段の事情のない限り事業譲渡の無効を主張できると解する。
---	---

【195頁】4(1) 2段落目・3段落目

ただし、事業の譲受け後遅滞なく、①譲受会社はその本店の所在地において譲渡会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合、②譲受会社及び譲渡会社から第三者に対し譲渡会社の債務を弁済する責任を負わない旨の通知をした場合には、譲受会社の商号続用責任は（②の場合は通知を受けた第三者との関係に限り）認められない（ <u>2項、3項</u> ）。 譲受会社が商号続用責任を負う場合、譲渡会社の責任は、事業譲渡後2年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間経過時に消滅する（ <u>4項</u> ）。	ただし、事業の譲受け後遅滞なく、①譲受会社はその本店の所在地において譲渡会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合、②譲受会社及び譲渡会社から第三者に対し譲渡会社の債務を弁済する責任を負わない旨の通知をした場合には、譲受会社の商号続用責任は（②の場合は通知を受けた第三者との関係に限り）認められない（ <u>2項</u> ）。 譲受会社が商号続用責任を負う場合、譲渡会社の責任は、事業譲渡後2年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間経過時に消滅する（ <u>3項</u> ）。
--	---

【195頁】脚注7)

なお、譲受会社が譲渡会社の商号を続用する場合において、譲渡会社の事業によって生じた債権について、譲渡会社の債務者が善意・無重過失で譲受会社にした弁済は、有効である（22条 <u>5項</u> ）。	なお、譲受会社が譲渡会社の商号を続用する場合において、譲渡会社の事業によって生じた債権について、譲渡会社の債務者が善意・無重過失で譲受会社にした弁済は、有効である（22条 <u>4項</u> ）。
--	--

【203頁】[論点1] 2段落目

しかし、財源規制違反の <u>自己株式取得</u> を	しかし、財源規制違反の <u>剰余金配当</u> を承
-----------------------------	-----------------------------

承認する株主総会決議が「決議…内容」の「法令…違反」により無効である（830条2項）にもかかわらず、同決議に基づく <u>自己株式取得</u> が有効であるのは不整合である。	認する株主総会決議が「決議…内容」の「法令…違反」により無効である（830条2項）にもかかわらず、同決議に基づく <u>剰余金配当</u> が有効であるのは不整合である。
---	---

【230頁】8（3）2段落・1行目

本条の趣旨は、①善意売主に仕入先等に対する権利の確保を <u>転売</u> 等の機会を与えその保護を図る、	本条の趣旨は、①善意売主に仕入先等に対する権利の確保 <u>と</u> 転売等の機会を与えその保護を図る、
---	---

【235頁】11・②・3つ目の点

<p>・「寄託を受けた物品」</p> <p>→<u>寄託契約が要物契約であるから</u>、単なる保管場所の提供では足りず、受寄者がその物品を自己の支配下に置くことが必要である。</p>	<p>・「寄託を受けた物品」</p> <p>→単なる保管場所の提供では足りず、受寄者がその物品を自己の支配下に置くことが必要である。</p>
--	--

【13頁】第2節・冒頭3段落・1行目

以下では、 <u>第2章では</u> 、定款・契約による譲渡制限のみを取り上げ、	<u>第2節では</u> 定款・契約による譲渡制限のみを取り上げ、
--	-----------------------------------

【27頁】2（3）二つ目の矢印

→ <u>非開大会社</u> である <u>非大会社</u> では、会計監査人を置かなければならない（328条2項）。	→ <u>非公開会社</u> である <u>大会社</u> では、会計監査人を置かなければならない（328条2項）。
---	--

【32頁】3・5行目

そこで、会社法は、株主総会の招集権者でない株主にも <u>議案</u> や議案を提案する機会を与えるために、株主提案権（303条～305条）を定めている。	そこで、会社法は、株主総会の招集権者でない株主にも <u>議題</u> や議案を提案する機会を与えるために、株主提案権（303条～305条）を定めている。
---	---

【34頁】[論点1] 問題提起1行目

定款により累積投票制度を排除していない場合において、取締役選任を <u>議案</u> とする株主総会の招集通知に、選任される取締役の数を記載する必要があるか。	定款により累積投票制度を排除していない場合において、取締役選任を <u>議題</u> とする株主総会の招集通知に、選任される取締役の数を記載する必要があるか。
---	---

【50頁】（3）2行目

ただし、 <u>この制限は</u> 、善意の第三者に対抗することができない（同条5項）。	ただし、 <u>この権限に対する内部的制限は</u> 、善意の第三者に対抗することができない（同条5項）。
--	---

【66～67頁】[論点8] 3・1段落目

<u>代表取締役は、業務執行者（363条1項1号）及び代表者（349条4項）たる地位に基づき「任務」として、他の取締役の職務執行について監視義務を負う。</u>	<u>代表取締役は業務執行者（363条1項1号）及び代表者（349条4項）たる地位に基づき、取締役会設置会社における代表権のない取締役は監督機関たる取締役会（362条2項2号）の構成員たる地位に基づき、「その任務」として他の取締役の職務執行について監視義務を負う。</u>
--	--

【80頁】[例5]

乙社固有の丙社株式の保有率を100%から60%に変更する。

【85頁】右余白のメモ書き

但し、株式取引安全のため、当該株式の譲受人は、悪意・ <u>無重過失</u> でない限り、株主権を行使できるとされている（209条3項）。	但し、株式取引安全のため、当該株式の譲受人は、悪意・ <u>重過失</u> でない限り、株主権を行使できるとされている（209条3項）。
---	--

【113頁】[論点4] 2段落・1行目

そして、譲受会社の地位安定の観点から、譲受会社は、善意・悪意を問わず、特段の事情のない限り事業譲渡の無効を主張できると解する。	そして、譲受会社の地位安定の観点から、譲受会社も、善意・悪意を問わず、特段の事情のない限り事業譲渡の無効を主張できると解する。
---	---